

## ○釧路司法書士会旅費規定

**第1条** 本会の業務により出張するものについては、出張先、要務目的等につき、あらかじめ会長の承認を得て、旅費、日当、宿泊料を支給する。

**第2条** 旅費、日当、宿泊料は、最短距離、最少所要日数により計算することを原則とする。

**第3条** 旅費は、汽車賃、（急行又は特急料金、座席指定料金、寝台料金等を含む）船賃、航空運賃、車賃とし、何れも各交通機関で定める規定料金を支給する。

**第4条** 日当は当該出張のために要する日数に応じ、一日当り金1万円を支給する。

但し、要務のために費した時間（出張先に至る往復時間を含む）が12時間を超えた場合は30%を加算して支給する。

**第5条** 宿泊料は、当該出張のために要する宿泊数に応じ、1泊当り金2万円を支給する。

但し、宿泊数の算定は、第2条の交通機関を利用した場合の日程にかかわらず、実際の宿泊数による。

**第6条** 旅費、日当、宿泊料は予算の関係上理事会の決定により打切額を支給することができる。

**第7条** 出張につき、本会以外より旅費と認められる給付を受けたる場合は、その相当額を減額し支給するものとする。

但し、その受けたる給付額が第3条乃至第6条による算出額を超えたる場合は、その受けたる給付額を支給する。

### 附 則

1 この規定は、昭和47年5月21日から施行する。

### 附 則

1 この規定は、昭和50年4月20日から施行する。

### 附 則

1 この規定は、昭和52年11月11日から施行する。

### 附 則

1 この規定は、昭和54年5月26日から施行する。

### 附 則

1 この規定は、平成6年6月1日から施行する。